

R 5 (2 0 2 3) 年度の運輸安全マネジメントに関する取組み 運輸安全報告書

株式会社群馬赤城高原交通においては、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長方針

- ・安全は最大のサービス
- ・個人の成長が会社の成長

(2) 安全方針

安全の確保を最優先に、「ぬくもり・おもてなし」の心で接遇し、お客様に信頼され、選ばれるバス会社を目指します

(3) 安全方針に基づく具体的方針

- ① 安全確保の最優先がバス事業者の指名であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くします。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- ③ 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。
- ④ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

(1) 交通死亡事故・重大事故・人身事故ゼロ運動の継続推進

- ・令和5年度目標 0件
- ・令和5年度実績 0件
- ・令和6年度目標 0件の継続

(2) 物損事故ゼロ運動の継続推進

- ・令和5年度目標 0件
- ・令和5年度実績 1件
- ・令和6年度目標 100%減少させ0件にする

(3) 飲酒・酒気帯び運転防止の徹底

- ・令和5年度目標 0件
- ・令和5年度実績 0件
- ・令和6年度目標 0件の継続

(4) 無免許運転絶無の継続推進

- ・令和5年度目標 0件
- ・令和5年度実績 0件
- ・令和6年度目標 0件の継続

(5) 車両の点検整備不良による路上故障絶滅

- ・令和5年度目標 0件
- ・令和5年度実績 0件
- ・令和6年度目標 0件の継続

令和5年度は物損事故が1件生じ、目標を達成することができませんでした。

令和6年度は目標を達成できるように社員一丸となって引き続き安全確認・安全の確保を周知徹底し、事故防止に向けた乗務員教育を強化していきます。

3. 事故に関する統計

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの自動車事故報告規則第2条に規定する該当事故はありません。

4. 行政処分の内容、処分にに基づき講じようとする措置及び講じた措置等

令和5年8月8日 運賃又は料金の割戻しの禁止違反(道路運送法第10条)により60日の行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、今後は再発防止に取り組むとともに、より一層適正な業務執行に努めてまいります。

5. 輸送の完全に関する重点対策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

従来の方針に引き続き、事故原因や再発防止策等について徹底した分析と協議を行い、乗務員指導を実施していきます。

運輸安全マネジメント態勢の充実、PDCAサイクルの徹底事故防止、過労運転防止、法令遵守等について飲酒運転の撲滅について指導していきます。

(1) 教育計画

輸送の安全に関する年間教育計画を作成のうえ、全乗務員を対象とした本社での集合教育・訓練を行います。

(2) 安全運動

春の全国交通安全運動・秋の全国交通安全運動ならびに夏の県民交通安全運動・冬の県民交通安全運動などのほか、夏季における輸送の安全確保・年末年始の輸送等に関する安全総点検を中心に実施し、輸送の安全向上につとめてまいります。

(3) 会社トップによる職場巡視の実施

社長及び安全統括責任者による巡視を行い、取り組み状況の確認と現場管理者との意見交換を行うとともに、同時に積極的に乗務員との懇談会を実施し、意志の疎通と安全意識の向上、社員間の交流によるチームワークの向上を図ります。

(4) 安全な運行管理の徹底

- ①運行管理者による確実な点呼の執行
- ②乗務基準に基づいた適正な運行計画の実施
- ③乗務員の健康状態の把握と指導

(5) 設備投資

輸送の安全向上に寄与する「バックアイカメラ・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等」を積極的に導入いたします。

(6) ヒヤリハット情報の有効活用

就業点呼時や乗務員研修時におけるヒヤリハットの聞き取りとその情報の共有化

(7) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の対策

- ①SASにスクリーニング検査の実施
- ②「要治療」結果の出た乗務員に対する追跡調査の実施

(8) 自動車安全運転センターでの運転教習の実施

(9) 直近の運輸安全マネジメント評価の実施状況

2018年9月 群馬運輸支局による評価実施（第1回）

(10) 運輸安全マネジメント認定セミナー受講の実施

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

輸送の安全に関する目標を達成するため、計画に沿って取り組んでまいります。また、実施した項目は記録を取りこれを保存します。

(1) 教育計画

全従業員を対象に乗務員研修を実施するほか、外部で開催される管理者研修及び運転適性検査等を実施いたします。

- ①乗務員教育研修 年に4回以上
- ②特別教育（初任運転者、高齢運転者、事故惹起者等）随時
- ③適性診断 3年に1回以上（適齢診断については2年1回以上）
- ④外部機関が主催する輸送の安全に関する研修 随時
- ⑤運行管理者、整備管理者一般講習 2年に1回以上

(2) 安全運動

安全運動の取組みとして、各交通安全運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検運動時には社長による職場巡視のほか、点呼の立会指導を実施し、輸送の安全向上に努めてまいります。

- ①交通安全運動（春・夏・秋・年末年始）
- ②しあわせドライブキャンペーン（8月～12月）
- ③年末年始の輸送等に関する安全総点検（12月～1月）
- ④運転記録証明書の取得（3年に1回以上）
- ⑤救命救急講習の実施（1年に1回）

(3) 新規採用後の乗務員養成研修

バス乗務員としての必要な「心構え」と「運転技量」の習得を図ります。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2024年1月～3月にかけて、2023年度の事故防止対策や安全対策の検討を行いました。それを受けて作成した「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」に基づき、問題点の洗い出しを行いそれらも参照し内部監査を実施しました。上記の結果を踏まえ、2024年度の課題や目標設定などについて検討し実施計画を決定しました。

9. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙「輸送の安全に関する組織体制、及び指揮命令系統（組織図）」 ⇒詳しくはこちら（別紙Aへ）
別紙「事故・事件・災害発生時の緊急連絡体制」 ⇒詳しくはこちら（別紙Bへ）

10. 安全管理規程

「安全管理規定平成25年度設定」のとおり ⇒詳しくはこちら（別紙Cへ）

11. 安全統括管理者

代表取締役 大島 一美

12. 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者 8名

運行管理者 2名、運行管理補助者 1名

整備管理者 3名

※2024年3月末現在

13. 一般貸切自動車運送事業・事業用車両に係る情報

保有車両数：8両（大型6両、小型1両、マイクロ1両）

※2024年3月末現在

任意保険：対人賠償・・・無制限、対物賠償・・・無制限

貸切バス事業者の安全情報：国土交通省ホームページを参照

以上

輸送の安全に関する組織体制、及び指揮命令系統 (組織図)



株式会社群馬赤城高原交通

【責任・権限・役割】

●安全統括管理者

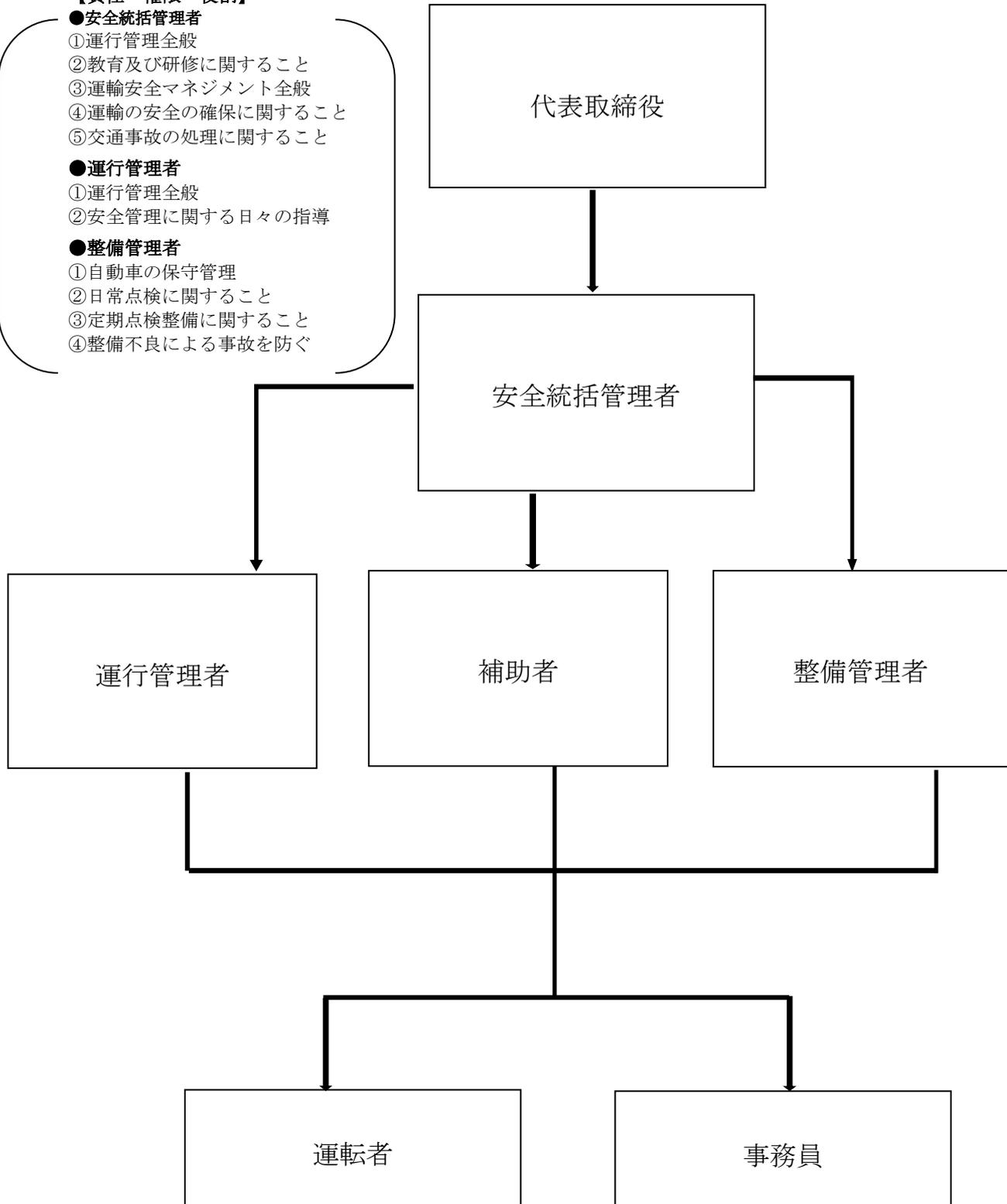
- ①運行管理全般
- ②教育及び研修に関する事
- ③運輸安全マネジメント全般
- ④運輸の安全の確保に関する事
- ⑤交通事故の処理に関する事

●運行管理者

- ①運行管理全般
- ②安全管理に関する日々の指導

●整備管理者

- ①自動車の保守管理
- ②日常点検に関する事
- ③定期点検整備に関する事
- ④整備不良による事故を防ぐ



事故・事件・災害発生時の緊急連絡体制

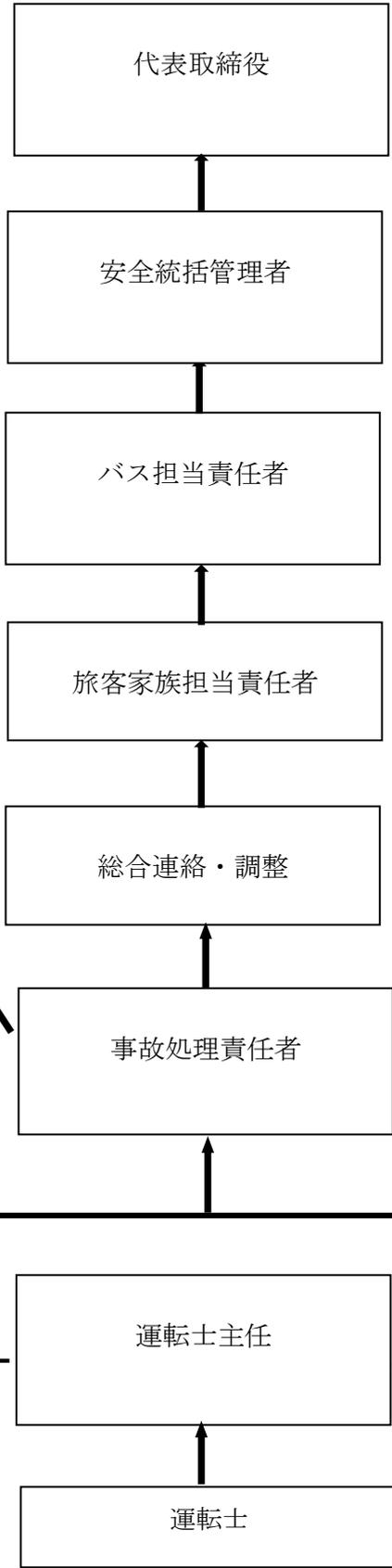
別紙B

株式会社群馬赤城高原交通

GAK

●報告事項

- ①事業者名 ②事業形態
- ③発生日時 ④発生場所
- ⑤被害の概要 ⑥事故車の登録番号
- ⑦被害車両の情報
- ⑧死者数、行方不明者数、重傷者及び負傷者数
- ⑨警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑩情報入手先
- ⑪その他把握している事項
- ⑫緊急連絡担当者及び連絡先
- ※第一報報告後の追加情報も速やかに報告



※高崎警察署 027-328-0110
 ※救急・消防 119
 ※警察 110

保険会社

群馬県バス協会

群馬運輸支局保安担当等
 関東運輸局自動車技術安全部

運行主任（運行管理者）

整備主任（整備管理者）

運転士主任

運転士

- ## ●重大事故発生時の社内連絡
- (1) 運転士は事故の状況を把握し、重大事故に該当する事案については、直ちに運転士主任に連絡を行う。
 - (2) 運転士主任は整備主任に連絡するとともに、運行管理者（不在の場合は補助者）に連絡を行う。（運転士主任が連絡、又は運行管理者に連絡を指示する。）
 - (3) 運行管理者は安全統括管理者に連絡する
 - (4) 安全統括管理者は速報時間の場合は群馬運輸支局への速報連絡を行う。

- ## ●報告方法
- (1) 土・日・祝祭日を含む勤務時間外は個人の携帯もしくは自宅へ連絡する
 - (2) 車両関係以外の事故については整備管理への速報を省略することができる。